

日本学術振興会  
産学協力研究委員会薄膜第 131 委員会運営内規

1. 趣旨

本内規は、日本学術振興会薄膜第 131 委員会(以下「委員会」という)の運営について定めるものとする。

2. 委員会の組織

(1)委員会には委員長 1 名、庶務幹事 1 名、および企画委員会委員(以下企画委員と呼ぶ)若干名を置く。また、必要に応じて、副委員長、常任顧問、顧問、企画主査等を若干名置く。

(2)委員会には、委員総会及び企画委員会を置く。

ア.「委員総会」は、委員全員をもって構成し、委員会の最高議決機関であり、委員会に係わる重要な案件について審議し、決定する。

イ.「企画委員会」は、委員長、前委員長、常任顧問ならびに企画委員で構成し、委員総会へ提案する案件について、企画・立案及び調整等を行う。

(3)委員会は、必要に応じて分科会、及び各種委員会を設ける。

3. 委員の構成および任期

(1)委員会委員は、学界委員と産業界委員で構成する。

(2)産業界委員は企業会員が推薦し、委員総会が承認する。

(3)学界委員は委員長が推薦し、委員総会が承認する。

(4)学界委員の任期は原則 5 年以内とし、再任を妨げない。

4. 委員長、庶務幹事、企画委員の選出方法、任期、及び役割

[選出方法]

(1)委員長は委員総会において委員の中から選出する。

(2)庶務幹事、企画委員は委員長が推薦し、委員総会で決定する。

[任期]

(3)委員長、庶務幹事の任期は原則 5 年以内とする。

(4)企画委員の任期はおおむね 2 年とし、再任を妨げない。

[役割]

(5)委員長は、委員会の会務を掌理する。

(6)庶務幹事は委員会全体の運営に関する事務・調整を行う。

(7)企画委員は企画委員会に出席し、上記(2 - (2) - イ))に記された企画委員会の会務を行

う。

#### 5. 副委員長、常任顧問、顧問、企画主査の選出方法、及び役割

##### [選出方法]

- (1) 委員長は必要に応じて副委員長、常任顧問、顧問を推薦し、委員総会で決定する。
- (2) 委員長は必要に応じて企画委員の中から企画主査を任命する。

##### [役割]

- (3) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (4) 常任顧問は企画委員会、委員総会に出席し、委員会の運営に関して大局的立場から意見を述べ、委員会活動の円滑化を図る。
- (5) 顧問は委員総会に出席し、委員会の運営に関して大局的立場から意見を述べ、委員会活動の円滑化を図る。
- (6) 企画主査は、企画委員会の会務を掌理する。

#### 6. 委員会の経費

委員会の経費は、企業会員の会費をもって充てる。

#### 7. 委員会の活動

委員会は、研究会等の活動を通じ設置目的の達成に向け活発な研究活動を展開するものとする。

- (1) 「研究会」は、委員相互間または国内外の関係の研究者による研究発表と討論の場とし、随時開催する。
- (2) その他、必要に応じて、スクール、国際シンポジウムの開催、出版、共同研究の企画等を行う。

#### 8. 委員会の終了

- (1) 委員会を終了する場合は、前もって委員総会を開催し、当該終了について確認を行う。
- (2) 委員会終了に伴う残余経理の処理については、日本学術振興会協力会と事前に相談の上、適切な処理を行うものとする。

#### 9. 本内規の改定は委員総会で審議し決定する。

本内規は平成 14 年 4 月 1 日より実施する。